

「隔離栽培の実施について」〔隔離栽培運用基準〕（43農政B第 916号 昭和43年 5 月 20 日 農政局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
I 隔離対象は次に掲げる種苗とする。 1. 次の属（種）植物の果樹類の苗木（穂木を含む。） (1) <u>おらんだいちご</u>属植物 (Fragaria L.): <u>おらんだいちご等</u> <u>からたち</u>属植物 (Poncirus Raf. (Pseudaegle Mig.)): <u>から</u> <u>たち</u> <u>きいちご</u>属植物 (Rubus L.): <u>こばのふゆいちご</u>, <u>しまばら</u> <u>いちご等</u> <u>きんかん</u>属植物 (Fortunella Swingle): <u>きんかん</u> <u>くり</u>属植物 (Castanea Mill.): <u>くり</u> <u>くるみ</u>属植物 (Juglans L.): <u>おにぐるみ</u>, <u>ひめぐるみ等</u> <u>こけもも</u>属植物 (Vaccinium L.): <u>こけもも</u>, <u>つるこけもも等</u> <u>さくら</u>属植物 (Prunus L.): <u>アーモンド</u>, <u>寿星桃</u>, <u>すみせい</u> <u>ようみざくら</u>, <u>すもも</u>, <u>せいよ</u> <u>うみざくら</u>, <u>のもも</u>, <u>ミロバラ</u> <u>ンすもも</u>, <u>もも</u>, <u>P. cistena</u>, <u>P.</u> <u>virginiana等</u> <u>すぐり</u>属植物 (Ribes L.): <u>あめりかくろすぐり</u>, <u>こまがた</u> <u>けすぐり</u>, <u>ざりこみ</u>, <u>やぶさん</u> <u>ざし等</u> <u>なし</u>属植物 (Pyrus L.): <u>せいようなし</u>, <u>まめなし</u>, <u>やまな</u> <u>し等</u>	I 隔離対象は次に掲げる種苗とする。 1. 次の属（種）植物の果樹類の苗木（穂木を含む。） (1) <u>サクラ</u>属植物 (Prunus L.): <u>モモ</u>, <u>ヘントウ</u>, <u>セイヨウミ</u> <u>ザクラ</u>, <u>スモモ</u>, <u>スミセイヨ</u> <u>ウミザクラ等</u> <u>リンゴ</u>属植物 (Malus (Tour) Mill.): <u>リンゴ</u>, <u>カイドウ等</u> <u>ナシ</u>属植物 (Pyrus L.): <u>セイヨウナシ</u>, <u>マメナシ</u>, <u>ヤマナ</u> <u>シ等</u> <u>ミカン</u>属植物 (Citrus L.): <u>オレンジ</u>, <u>レモン</u>, <u>グレープ</u> <u>フルーツ</u>, <u>ザボン等</u> <u>カラタチ</u>属植物 (Poncirus Raf. (Pseudaegle Mig.)): <u>カラ</u> <u>タチ</u> <u>キンカン</u>属植物 (Fortunella Swingle): <u>キンカン</u> <u>ブドウ</u>属植物 (Vitis L.): <u>クマガワブドウ</u>, <u>シラガブドウ</u> <u>等</u> <u>キイチゴ</u>属植物 (Rubus L.): <u>コバノフユイチゴ</u>, <u>シマバラ</u> <u>イチゴ等</u> <u>スグリ</u>属植物 (Ribes L.): <u>ヤブサンザシ</u>, <u>ザリコミ</u>, <u>コマ</u> <u>ガタケスグリ</u>, <u>アメリカクロス</u> <u>グリ等</u> <u>コケモモ</u>属植物 (Vaccinium L.): <u>コケモモ</u>, <u>ツルコケモモ</u>

改 正 後	現 行
<u>ぶどう</u>属植物 (Vitis L.): <u>くまがわぶどう</u>, <u>しらがぶどう</u> 等 <u>みかん</u>属植物 (Citrus L.): <u>オレンジ</u>, <u>グレープフルーツ</u>, <u>ザボン</u>, <u>レモン</u>等 <u>やまもも</u>属植物 (Myrica L.): <u>やまもも</u> <u>りんご</u>属植物 (Malus (Tour) Mill.): <u>かいどう</u>, <u>りんご</u>等 (2) <u>パインアップル</u> (Ananas comosus (L.) Merr.) 2. <u>さつまいも</u> (Ipomoea batatas Lam.) の生塊根 <u>及び</u> <u>びばれいしょ</u> (Solanum 属の tuboratume 亜属を指す。) の生塊茎 3. <u>さとうきび</u> (Saccharum officinarum L.) の生茎葉 <u>及び</u> その地下部 4. 次の属 (種) 植物の球根類 <u>(未展葉芽を含む。)</u> アイリス属植物 (Iris L.) アネモネ属植物 (Anemone L.): <u>いちりんそう</u>, <u>にりんそう</u>, <u>はくさんいちげ</u>等 アマリリス属植物 (Amaryllis L.): Belladonna lily, Hybrid アリウム (<u>Allium aflatunense</u>, <u>A. albopilosum</u> (=A. chri-	等 <u>クリ</u>属植物 (Castanea Mill.): <u>クリ</u> <u>ヤマモモ</u>属植物 (Myrica L.): <u>ヤマモモ</u> <u>クルミ</u>属植物 (Juglans L.): <u>オニグルミ</u>, <u>ヒメグルミ</u>等 <u>オランダイチゴ</u>属植物 (Fragaria L.): <u>オランダイチゴ</u> (2) <u>パインアップル</u> (Ananas comosus (L.) Merr.) 2. <u>サツマイモ</u> (Ipomoea batatas Lam.) の生塊根 <u>および</u> <u>ジャガイモ</u> (Solanum 属の tuboratume 亜属を指す。) の生塊茎 3. <u>サトウキビ</u> (Saccharum officinarum L.) の生茎葉 <u>および</u> その地下部 4. 次の属 (種) 植物の球根類 <u>ユリ</u>属植物 (Lilium L.): <u>ウバユリ</u>, <u>スカシユリ</u>, <u>カノコユリ</u>, <u>ヤマユリ</u>等 <u>チューリップ</u> (Tulipa spp.) <u>ヒヤシンス</u> (Hyacinthus orientalis L.) <u>スイセン</u>属植物 (Narcissus L.)

改 正 後	現 行
<u>stophii</u>), <u>A. cowanii</u>(=<u>A. neapolitanum</u>), <u>A. cyaneum</u> <u>A. flavum</u>, <u>A. giganteum</u>, <u>A. heldreichii</u>, <u>A. karata-</u> <u>viense</u>, <u>A. moly</u>, <u>A. narcissiflorum</u>, <u>A. ostrowskia-</u> <u>num</u>(=<u>A. oreophilum</u>), <u>A. pulchellum</u>, <u>A. rosenbachian-</u> <u>um</u>, <u>A. schoenoprasum</u>, <u>A. schubertii</u>, <u>A. serratum</u>, <u>A. u-</u> <u>rsinum</u>, <u>A. unifolium</u>, <u>A. victorialis</u>) ガランサス属植物(<i>Galanthus</i> L.) グラジオラス属植物(<i>Gladiolus</i> L.) グロキシニア属植物(<i>Gloxinia</i> L. Her.) クロッカス属植物(<i>Crocus</i> L.) シンニンギア属植物(<i>Sinningia</i> Nees) すいせん属植物(<i>Narcissus</i> L.) ダリア属植物(<i>Dahlia</i> Cav.) チューリップ(<i>Tulipa</i> spp.) ヒアシンス(<i>Hyacinthus orientalis</i> L.) ヒッペアストラム属植物 (<i>Hippeastrum</i> Herb.) フリージア属植物(<i>Freesia</i> Klatt.) ベゴニア属植物(<i>Begonia</i> L. <u>繊維根種のベゴニアを除く。</u>) ゆり属植物 (<i>Lilium</i> L.): <u>すかしゆり, かのこゆり, やま</u> <u>ゆり等</u> ラナンキュラス属植物(<i>Ranunculus</i> L.): <u>きつねのぼたん,</u> <u>うまのあしがた等</u>	グラジオラス属植物(<i>Gladiolus</i> L.) クロッカス属植物(<i>Crocus</i> L.) アイリス属植物(<i>Iris</i> L.) <u>フリージア属植物</u>(<i>Freesia</i> Klatt.) <u>Hippeastrum</u> 属植物 (<i>Hippeastrum</i> Herb.) アマリリス属植物(<i>Amaryllis</i> L.): <u>Belladonna lily,</u> <u>Hybrid Amaryllis</u> <u>ダーリヤ属植物</u>(<i>Dahlia</i> Cav.) アネモネ属植物(<i>Anemone</i> L.): <u>イチリンソウ, ニリンソ</u> <u>ウ, ハクサンイチゲ等</u> ラナンキュラス属植物(<i>Ranunculus</i> L.): <u>キツネノボタン,</u> <u>ウマノアシガタ, タガラシ等</u> <u>ベゴニヤ属植物</u>(<i>Begonia</i> L.) アリウム(<u><i>Allium aflatunense</i>, <i>A. albopilosum</i>, <i>A. cowanii</i>,</u> <u><i>A. flavum</i>, <i>A. giganteum</i>, <i>A. heldreichii</i>, <i>A. karatavie-</i></u> <u>nse, <i>A. moly</i>, <i>A. ostrowskianum</i>, <i>A. keplum</i>, <i>A. rosenba-</i></u> <u>chianum</u>, <u><i>A. schoenoprasum</i>, <i>A. schubertii</i> <i>A. serratu-</i></u> <u>m, <i>A. victorialis</i>, <i>A. cyaneum</i>, <i>A. narcissiflorum</i>,</u> <u><i>A. ursinum</i>, <i>A. unifolium</i></u>) グロキシニア属植物(<i>Gloxinia</i> L. Her.) シンニンギア属植物(<i>Sinningia</i> Nees) ガランサス属植物(<i>Galanthus</i> L.)

改 正 後	現 行
ただし、<u>ヒアシンス又はアマリリスの球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」</u>（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>チューリップ、ゆり、ヒアシンス、アイリス、クロッカス、フリージア、グラジオラス又はアマリリスの球根であって「オランダ王国産花き球根類の隔離検疫の取扱いについて」</u>（平成9年 月 日付け9農産第 号農産園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの並びにアマリリスの球根であって「特殊容器に封入された南アフリカ共和国産のアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（平成6年11月29日付け6農蚕第7139号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているものを除く。	ただし、<u>ヒヤシンス及びアマリリスの球根であって「特殊容器に封入されたオランダ王国産のヒヤシンス及びアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」</u>（昭和62年9月8日付け62農蚕第5154号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>チューリップの球根であって「オランダ王国産チューリップ球根の隔離検疫の取扱いについて」</u>（昭和63年4月18日付け63農蚕第2604号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>ユリの球根であって「オランダ王国産ユリ球根の隔離検疫の取扱いについて」</u>（平成元年12月15日付け元農蚕第7709号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>ヒヤシンス及びアイリスの球根であって「オランダ王国産ヒヤシンス及びアイリス球根の隔離検疫の取扱いについて」</u>（平成3年4月8日付け3農蚕第1992号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>クロッカス及びフリージアの球根であって「オランダ王国産クロッカス及びフリージア球根の隔離検疫の取扱いについて」</u>（平成4年3月27日付け4農蚕第1817号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの、<u>グラジオラス及びアマリリス球根であって「オランダ王国産グラジオラス及びアマリリス球根の隔離栽培の取扱いについて」</u>（平成6年10月31日付け6農蚕第6607号農蚕園芸局長通達）に定める基準に適合しているもの並びにアマリリスの球根であって「特殊容器に封入された南アフリカ共和国産のアマリリス球根に係る植物検疫の取扱いについて」（平成6年11月

改 正 後	現 行
II 隔離場所は植物防疫所の隔離ほ場又は植物防疫所長が隔離ほ場として指定したほ場とする。 1. 植物防疫所の隔離ほ場で隔離栽培する植物は、次に掲げるものとする。 (1) I の <u>1 の (1)</u> 及び 2 に規定する植物 (2) I の <u>1 の (2)</u> , 3 及び 4 に規定する植物であって携帯品、郵便物等で輸入される比較的少量の植物 2. 植物防疫所長が指定するほ場で隔離栽培を命ずることができる植物は、次に掲げるものとする。 (1) I の <u>1 の (2)</u> , 3 及び 4 の植物であって、貨物として輸入される大量の植物 (2) <u>1</u> に掲げた植物であって植物防疫所長が特に指定したほ場で隔離栽培することが必要であると認めた植物 III 隔離栽培の期間 〔略〕 2. 球根類、いも類及び<u>さとうきび</u>：1 作期間	29日付け 6 農蚕第7139号農蚕園芸局長通達) に定める基準に適合しているものを除く。 II 隔離場所は植物防疫所の隔離ほ場または植物防疫所長が隔離ほとして指定したほ場とする。 1. 植物防疫所の隔離ほ場で隔離栽培する植物は、次に掲げるものとする。 (1) I の <u>1. の (1)</u> および <u>2.</u> に規定する植物 (2) I の <u>1. の (2)</u> , 3. <u>および 4.</u> に規定する植物であって携帯品、郵便物等で輸入される比較的少量の植物 2. 植物防疫所長が指定するほ場で隔離栽培を命ずることができる植物は、次に掲げるものとする。 (1) I の <u>1. の (2)</u> , 3. <u>および 4.</u> の植物であって、貨物として輸入される大量の植物 (2) <u>1.</u> に掲げた植物であって植物防疫所長が特に指定したほ場で隔離栽培することが必要であると認めた植物 III 隔離栽培の期間 〔略〕 2. 球根類、いも類<u>およびサトウキビ</u>：1 作期間

改 正 後	現 行
IV 植物防疫所の隔離ほ場以外のは場で隔離栽培する場合は、同科の植物が隔離栽培期間中当該ほ場の周囲50メートル以内に存在しないことを条件とする。 <u>ただし、ガラス室（耐久性を有するパイプハウス等を含む。）内で隔離栽培する場合にあっては、隔離栽培植物と同科の植物が隔離栽培期間中同室に存在しないときは、この条件を適用しない。</u> V 種苗生産者（種苗商を含む。）以外の者が観賞用として栽培する球根類（100球未満の場合を除く。）<u>及び</u>パインアップル（20本未満の場合を除く。）についても隔離栽培を<u>行う</u>ものとする。	IV 植物防疫所の隔離ほ場以外のは場で隔離栽培する場合は、同科の植物が隔離栽培期間中当該ほ場の周囲50メートル以内に存在しないことを条件とする。 V 種苗生産者（種苗商を含む。）以外の者が観賞用として栽培する球根類（100球未満の場合を除く。）<u>および</u>パインアップル（20本未満の場合を除く。）についても隔離栽培を<u>行なう</u>ものとする。